

[優遇制度] (滋賀県)

■ 税制優遇制度

対象区域	対象税目	対象事業	優遇内容	対象要件
近畿圏都市開発区域	不動産取得税 (固定資産税)※	製造業	不動産取得税 土地 3%→1.5%	工業生産設備取得額 9億円超 増加雇用者数 50人超
中部圏都市開発区域			家屋 3.5%→1.75%	
経済振興特別区域 (長浜サイエンスパークのみ)	事業税 不動産取得税 (固定資産税)※	特区事業	事業税 (初年度・2年度) 課税免除 (3～5年度) 税率の1/2	特区事業主体である法人・個人
			不動産取得税 取得時課税免除 固定資産税(県) (初年度・2年度) 課税免除 (3～5年度) 1.4%→0.7%	
			土地・家屋・償却資産の取得価 2,500万円超 増加雇用者数 4人超	

※ 固定資産税が県税の対象となる場合は、減免の優遇が適用される場合があります。

■ 融資制度

<滋賀県産業立地促進資金融資制度>

対象地域	対象者要件	資金使途	融資限度額	内容
[1]工場：認定産業団地(※1) [2]研究所 (自然科学系)： 県下全域	中小企業 及び 協同組合等	設備資金 (用地の取得・ 造成・工場・研 究所建設・機械 設備等)	2億円(土地取得 費：1億円) ただし対象経 費の60%以内	[利率] 2.15%(※2) [融資期間] 10年以内(うち 据置2年以内)

※1 認定産業団地：工業団地・工場適地(工場立地法)、工業導入地区(農村地域工業等導入促進法)のうち、知事が指定

※2 利率については、平成19年10月1日現在の融資金利です。

<経済振興特区資金融資制度>

	資金使途	融資対象者	融資限度額	内容
創造枠	滋賀県経済振興特別区域において特区事業の実施主体が特区事業を行うための設備資金及び運転資金	特区事業を行う(行おうとする)中小企業者のうち、 ①事業を営んでいない個人で1ヶ月以内に新たに事業を開始しようとする者又は事業を開始した日以降5年を経過していない者 ②事業を営んでいない個人で会社を設立し2ヶ月以内に新たに事業を開始しようとする者又は事業を開始した日以降5年を経過していない者	設備資金、 運転資金 併せて 1,500万円 (開業前の者は自己資金相当額の範囲内)	[利率](※) 1.9% [信用保証料率] 0.65% [融資期間] 7年以内(うち据置2年以内)
自律枠		特区事業を行う中小企業者のうち、 ①直近決算において経常利益を計上していること ②直近決算において債務超過でないこと	設備資金、 運転資金 併せて 3,000万円	[利率](※) 1.9% [信用保証料率] 0.45%～1.05% [融資期間] 7年以内(うち据置2年以内)

※ 利率については、平成19年10月1日現在の融資金利です。

[優遇制度] (滋賀県)

■ 助成金制度

【長浜サイエンスパーク適用】

【対象期間：平成20年度末まで】

＜滋賀県経済振興特区企業立地促進助成金＞

対象事業所	適用条件	助成内容
県版経済振興 特区内に立地 する特区計画 に定めた重点 産業分野の事 業所 【バイオ関連】	1. 投下固定資産額（土地取得費用除く） 大企業：2億円以上 中小企業：5千万円以上 2. 県内常用雇用者数 大企業：30人以上 中小企業・研究所等：5人以上 3. 障害者雇用 ・常用雇用者50人以上の事業所は 障害者雇用率2% (小数点以下端数切捨、事業所単位に適用) 常用雇用者： ～ 29人→ -- 30人～ 49人→1人以上 (大企業の工場一例外規定) 50人～ 99人→1人以上 100人～149人→2人以上 ※重度1人で2人雇用とみなす ・その他の事業者は障害者雇用率1.8% (小数点以下端数切捨、企業単位に適用一法定) 常用雇用者： ～ 55人→ -- 56人～111人→1人以上 112人～166人→2人以上 ※重度1人で2人雇用とみなす 4. 地域の環境保全上適当であること	<助成額> 次のいずれか低い方の額 ・投下固定資産額（土地取得費用除く）の10%以内の額 ・3千万円×県内常用雇用人数の額 <限度額> ・30億円 ・5年以内で分割交付

【対象期間：平成19年度～22年度の4年間】

＜滋賀県創造型モノづくり企業立地促進助成金＞

対象施設	適用条件	助成内容
環境、健康、福祉、 バイオテクノロジー、 ITのいずれかの分野の研究開発 機能を併設した工場又は試験研究施設 の新設又は増設 【長浜市については分野は限定されない】 【経済振興特別区域内の特区事業者の事業については、特区制度による優遇制度を適用する。】	研究開発機能併設工場 1. 投下固定資産額（土地取得費用除く） 大企業：2億円以上 （うち研究開発機能：1億円以上） 中小企業：5千万円以上 （うち研究開発機能：25百万円以上） 2. 県内常用雇用増加数 大企業：20人以上 中小企業：5人以上	<助成額> 投下固定資産額（土地取得費用除く）の10%以内の額 <限度額> 10億円 <交付方法> ・助成額5億円未満：5年以内の分割交付 ・助成額5億円以上：10年以内の分割交付
	試験研究施設 1. 投下固定資産額（土地取得費用除く） 大企業：2億円以上 中小企業：5千万円以上 2. 県内常用雇用増加数：5人以上	

対象区域	対象税目	対象事業	優遇内容	対象要件
中部圏都市 開発区域 (長浜市全 域)	固定資産 税	製造業	固定資産税(工場用の建物及 びその附属設備並びに機械 及び装置並びにその敷地に 係るものに限る) 初年度 1.4%→0.7% 第2年度 1.4%→1.05% 第3年度 1.4%→1.225%	工業生産設備取 得価額(敷地を 除く。) 9億円超 増加雇用者数 50人超

対象税目	優遇内容	対象要件
市民税	法人税割 14.7% → 13.9%	資本金の額が1億円以下で、かつ、法人税額 が年1,000万円以下の法人

	資金使途	融資対象者	融資限度額	内容
育成 資金	バイオ関連の事業化を めざし、長浜バイオ大学 又は同大学を含む大学 研究機関と共同開発・事 業研究を行うときに必 要な運転資金及び設備 資金	特区計画 に定めな い市内中 小企業者 のうち、	開業後5年を経 過し次の要件の いずれかに該 当。 (1)直近決算に おいて経常利益 を計上している こと。 (2)直近決算に おいて債務超過 となっていない こと。	設備資金、 運転資金 併せて 3,000万円 [利率](※) 1.9% [信用保証 料率] 0.45% ~1.05% [融資期間] 7年以内 (うち据置 2年以内)
活 性 化 資 金	県特区資金の融資限度 額を超えて事業に活用 する運転資金及び設備 資金	特区計画 に定める 中小企業 者のう ち、		

※ 利率については、平成19年10月1日現在の融資金利です。

対象工場	適用条件	助成内容
工場を新 増設した 場合	1.土地を含む投下固定資産額1億円以上 2.操業開始までの増加雇用者数10人以上 3.環境保全協定の締結	[助成額] 固定資産税の範囲内で以下 の通り3年間助成 第1年度 税額の100% 第2年度 税額の75% 第3年度 税額の50%

対象工場	適用条件	助成内容
工場に付帯 し試験研究 施設を新増 築した場合	1.土地を含む投下固定資産額1億円以上 2.操業開始までの増加雇用者数10人以上 3.環境保全協定の締結	[助成額] 固定資産税相当額を3年 間助成(家屋・償却資産に係 る額)

対象工場	適用条件	助成内容
長浜サイエンス パークに研究開 発施設を新増築 した場合	1.土地を含む投下固定資産額 5千万円以上 2.操業開始までの増加雇用者数 5人以上 3.環境保全協定の締結	[助成額] 固定資産税相当額を3年間 助成(平成20年度末までに立 地した場合は4年間)

対象工場	適用条件	助成内容
増加雇用 者の数が 一定人数 を超えた 場合	1.土地を含む投下固定資産額 1億円以上 2.操業開始までの増加雇用者数 20人以上 3.環境保全協定の締結	[助成額] 増加雇用者数に応じて助成(100人 限度) 市内 10万円/人 伊香郡・東浅井郡内 5万円/人